

第1章 はじめに

1. 計画の背景

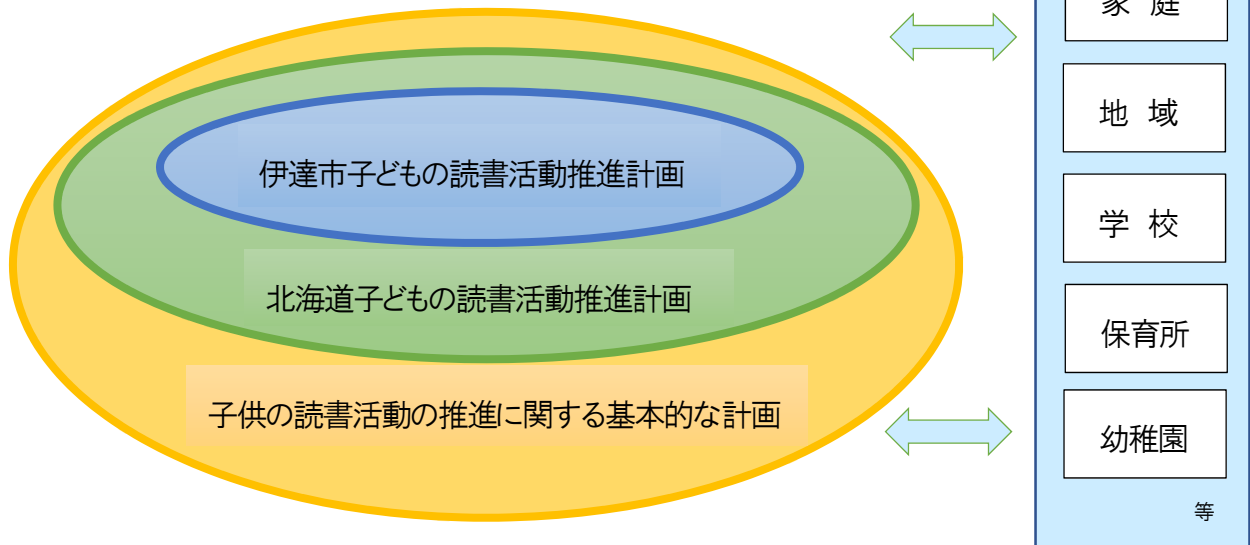
国は、子どもの読書活動を「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と位置づけ、社会全体が読書活動の普及、啓発、実践を推し進めていくことが重要として、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」*1（以下推進法）を定めました。

翌年には、推進法第8条第1項の規定に基づき、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所で自主的に読書活動が行えるよう、環境整備を積極的に推進することを基本理念にした第1次基本計画を定めました。

これを受けて、北海道でも「北海道子どもの読書活動推進計画」*2（第一次）を平成15年11月に策定しました。

伊達市では、国や北海道の子どもの読書活動への理念に基づき、平成28年度に「伊達市子どもの読書活動推進計画」を策定し、伊達市の地域社会全体で子どもの読書活動を推進するための取組を進めてきましたが、令和2年度で第1期計画の期間が終了することから、これまでの取組の検証を踏まえ、新たに5年間の「第2期伊達市子どもの読書活動推進計画」（以下第2期計画）を策定します。

伊達市子どもの読書活動推進計画のイメージ



これまでの子どもの読書活動推進に関する動き

- ・平成13年12月 「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布・施行
- ・平成14年8月 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
- ・平成15年11月 「北海道子どもの読書活動推進計画」策定
- ・平成20年3月 「第二次子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
「北海道子どもの読書活動推進計画（第二次）」策定
- ・平成25年3月 「北海道子どもの読書活動推進計画（第三次）」策定
- ・平成25年5月 「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
- ・平成28年3月 「伊達市子どもの読書活動推進計画」策定
- ・平成30年3月 「北海道子どもの読書活動推進計画（第四次）」策定
- ・平成30年4月 「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」策定

2. 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

3. 計画の対象

0歳からおおむね18歳までを対象とします。